

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 東海財務局長

【提出日】 平成29年2月10日

【四半期会計期間】 第63期第3四半期(自 平成28年10月1日 至 平成28年12月31日)

【会社名】 佐藤食品工業株式会社

【英訳名】 SATO FOODS INDUSTRIES CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長兼社長 佐藤 仁一

【本店の所在の場所】 愛知県小牧市堀の内四丁目154番地

【電話番号】 (0568)77 7316(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理部長 上田 正博

【最寄りの連絡場所】 愛知県小牧市堀の内四丁目154番地

【電話番号】 (0568)77 7316(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理部長 上田 正博

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第62期 第3四半期累計期間	第63期 第3四半期累計期間	第62期
会計期間		自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日	自 平成28年4月1日 至 平成28年12月31日	自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日
売上高	(千円)	4,408,158	4,647,721	5,885,923
経常利益	(千円)	639,671	886,192	833,079
四半期(当期)純利益	(千円)	145,164	613,234	180,605
持分法を適用した 場合の投資利益	(千円)	-	-	-
資本金	(千円)	3,672,275	3,672,275	3,672,275
発行済株式総数	(株)	9,326,460	9,326,460	9,326,460
純資産額	(千円)	14,229,295	14,654,542	14,079,709
総資産額	(千円)	16,389,304	16,612,461	16,033,900
1株当たり四半期 (当期)純利益金額	(円)	23.24	98.16	28.91
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額	(円)	23.18	97.75	28.84
1株当たり配当額	(円)	15.00	15.00	30.00
自己資本比率	(%)	86.8	88.1	87.7

回次		第62期 第3四半期会計期間	第63期 第3四半期会計期間
会計期間		自 平成27年10月1日 至 平成27年12月31日	自 平成28年10月1日 至 平成28年12月31日
1株当たり四半期純利益金額	(円)	10.72	36.07

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。  
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。  
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。

#### 2 【事業の内容】

当第3四半期累計期間において、当社において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。また当社は、子会社及び関連会社を一切有しておりません。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【事業等のリスク】

当第3四半期累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

### 2 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

#### (1)業績の状況

当第3四半期累計期間における我が国経済は、企業収益の改善を背景に緩やかな回復基調が続きました。一方で、個人消費の低迷や急激な為替の変動等の影響により、国内景気の先行きは不透明な状況で推移いたしました。

このような状況のもと、当社の当第3四半期累計期間における売上実績は、茶エキスにつきましては、玄米茶エキス等が減少したものの、緑茶エキス・紅茶エキス等が増加したため、売上高は2,253百万円（対前年同四半期比3.7%増）となりました。

粉末天然調味料につきましては、粉末魚介・粉末昆布・粉末鰹節等が増加したため、売上高は1,284百万円（同2.7%増）となりました。

液体天然調味料につきましては、昆布エキス・椎茸エキス等が増加したものの、鰹節エキス等が減少したため、売上高は568百万円（同0.0%減）となりました。

植物エキスにつきましては、野菜エキス等が減少したものの、果実エキスが増加したため、売上高は414百万円（同18.0%増）となりました。

粉末酒につきましては、清酒タイプ・ブランデータイプ・ラムタイプ等が増加したため、売上高は120百万円（同105.6%増）となりました。

以上の結果、当第3四半期累計期間の売上高は4,647百万円（同5.4%増）となり、前年同四半期に比べ239百万円増加しました。

損益面につきましては、売上高の増加により営業利益は832百万円（同43.1%増）、受取配当金51百万円（同14.7%増）を計上したため、経常利益は886百万円（同38.5%増）となりました。また、固定資産除却損3百万円（同389.8%増）を計上し、四半期純利益は613百万円（同322.4%増）となりました。

なお、当社は食品加工事業の単一セグメントであるため、セグメント情報は記載しておりません。

## (2) 財政状態の分析

当第3四半期会計期間末における資産合計は16,612百万円となり、前事業年度末に比べ578百万円増加しました。

流動資産については7,748百万円となり、前事業年度末に比べ569百万円増加しました。主に、売上債権が352百万円、たな卸資産が168百万円、それぞれ増加したことによります。

固定資産については8,863百万円となり、前事業年度末に比べ9百万円増加しました。主に、有形固定資産が201百万円減少したものの、投資有価証券が198百万円増加したことによります。

負債合計は1,957百万円となり、前事業年度末に比べ3百万円増加しました。

流動負債については1,678百万円となり、前事業年度末に比べ45百万円減少しました。主に、仕入債務が279百万円増加したものの、未払法人税等が327百万円減少したことによります。

固定負債については279百万円となり、前事業年度末に比べ49百万円増加しました。主に、繰延税金負債が48百万円増加したことによります。

純資産合計は14,654百万円となり、前事業年度末に比べ574百万円増加しました。主に、配当金の支出により187百万円減少したものの、その他有価証券評価差額金が143百万円増加し、四半期純利益613百万円を計上したことによります。

## (3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期累計期間において、当社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

## (4) 研究開発活動

当第3四半期累計期間の研究開発費の総額は140百万円であります。

なお、当第3四半期累計期間において、当社の研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

### 第3 【提出会社の状況】

#### 1 【株式等の状況】

##### (1) 【株式の総数等】

###### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	27,000,000
計	27,000,000

###### 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成28年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成29年2月10日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	9,326,460	9,326,460	東京証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	単元株式数は100株であります。
計	9,326,460	9,326,460		

##### (2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

##### (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

##### (4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

##### (5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成28年12月31日		9,326,460		3,672,275		3,932,375

## (6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

## (7) 【議決権の状況】

## 【発行済株式】

平成28年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 3,079,500		権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 6,232,900	62,329	同上
単元未満株式	普通株式 14,060		
発行済株式総数	9,326,460		
総株主の議決権		62,329	

(注) 1. 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式 3株が含まれております。

2. 当第3四半期会計期間末日現在の「発行済株式」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成28年9月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

## 【自己株式等】

平成28年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 佐藤食品工業株式会社	愛知県小牧市堀の内 四丁目154番地	3,079,500		3,079,500	33.02
計		3,079,500		3,079,500	33.02

## 2 【役員の状況】

該当事項はありません。

## 第4 【経理の状況】

### 1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間(平成28年10月1日から平成28年12月31日まで)及び第3四半期累計期間(平成28年4月1日から平成28年12月31日まで)に係る四半期財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

### 3．四半期連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1 【四半期財務諸表】  
(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当第3四半期会計期間 (平成28年12月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	4,872,529	4,867,801
受取手形及び売掛金	1,142,718	1,495,393
製品	547,066	596,264
仕掛品	243,128	327,935
原材料及び貯蔵品	275,031	309,927
その他	99,075	151,782
貸倒引当金	114	149
流動資産合計	7,179,435	7,748,954
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	1,975,955	1,890,701
機械及び装置（純額）	1,595,117	1,450,115
土地	2,468,073	2,468,073
建設仮勘定	9,320	40,958
その他（純額）	116,269	113,527
有形固定資産合計	6,164,737	5,963,375
無形固定資産		
投資その他の資産	29,001	24,774
投資その他の資産		
投資有価証券	2,470,871	2,669,473
破産更生債権等	1,434,007	1,431,110
その他	189,854	205,883
貸倒引当金	1,434,007	1,431,110
投資その他の資産合計	2,660,725	2,875,356
固定資産合計	8,854,464	8,863,506
資産合計	16,033,900	16,612,461



(単位：千円)

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当第3四半期会計期間 (平成28年12月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	288,582	1 567,706
短期借入金	2 690,000	2 690,000
未払金	114,038	110,295
未払法人税等	344,382	17,013
賞与引当金	115,000	57,903
設備関係支払手形	3,921	3,503
その他	167,911	232,105
流動負債合計	1,723,835	1,678,528
固定負債		
役員退職慰労引当金	24,340	24,340
繰延税金負債	150,584	199,565
資産除去債務	55,430	55,484
固定負債合計	230,354	279,390
負債合計	1,954,190	1,957,918
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	3,672,275	3,672,275
資本剰余金	4,444,793	4,444,793
利益剰余金	9,033,933	9,459,756
自己株式	3,428,580	3,429,068
株主資本合計	13,722,421	14,147,755
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	346,779	489,789
評価・換算差額等合計	346,779	489,789
新株予約権	10,509	16,997
純資産合計	14,079,709	14,654,542
負債純資産合計	16,033,900	16,612,461

(2) 【四半期損益計算書】  
【第3四半期累計期間】

	(単位：千円)	
	前第3四半期累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年12月31日)
売上高	4,408,158	4,647,721
売上原価	3,240,595	3,186,010
売上総利益	1,167,562	1,461,711
販売費及び一般管理費	585,522	628,730
営業利益	582,040	832,981
営業外収益		
受取利息	1,533	936
受取配当金	44,989	51,592
貸倒引当金戻入額	5,267	2,862
その他	9,978	7,246
営業外収益合計	61,768	62,638
営業外費用		
支払利息	3,965	3,655
貯蔵品処分損	-	5,730
役員退職金	140	-
その他	31	41
営業外費用合計	4,136	9,427
経常利益	639,671	886,192
特別利益		
受取損害賠償金	-	1,833
固定資産売却益	9	-
投資有価証券売却益	46,762	-
その他	2,130	-
特別利益合計	48,902	1,833
特別損失		
損害賠償金	1,422	593
固定資産除却損	803	3,937
特別損失合計	2,226	4,530
税引前四半期純利益	686,348	883,495
法人税等	541,184	270,261
四半期純利益	145,164	613,234

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(会計方針の変更等)

当第3四半期累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年12月31日)	
(会計方針の変更)	法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を第1四半期会計期間に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。 なお、この変更による当第3四半期累計期間の損益に与える影響は軽微であります。

(四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

当第3四半期累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年12月31日)	
税金費用の計算	税金費用については、当第3四半期会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。ただし、当該見積実効税率を用いて税金費用を計算すると著しく合理性を欠く結果となる場合には法定実効税率を使用しております。

(追加情報)

当第3四半期累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年12月31日)	
(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)	「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を第1四半期会計期間から適用しております。

(四半期貸借対照表関係)

- 1 四半期会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。なお、当第3四半期会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期会計期間末日満期手形が、四半期会計期間末残高に含まれております。

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当第3四半期会計期間 (平成28年12月31日)
受取手形	- 千円	36,801千円
支払手形	- 千円	- 千円

- 2 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行5行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。

当第3四半期会計期間末における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入金未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当第3四半期会計期間 (平成28年12月31日)
当座貸越限度額及び 貸出コミットメントの総額	2,000,000千円	2,000,000千円
借入実行残高	690,000千円	690,000千円
差引額	1,310,000千円	1,310,000千円

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費（無形固定資産に係る償却費を含む。）は、次のとおりであります。

	前第3四半期累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年12月31日)
減価償却費	311,373千円	312,818千円

(株主資本等関係)

前第3四半期累計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成27年6月24日 定時株主総会	普通株式	93,709	15.00	平成27年3月31日	平成27年6月25日	利益剰余金
平成27年11月6日 取締役会	普通株式	93,707	15.00	平成27年9月30日	平成27年12月7日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当第3四半期累計期間(自 平成28年4月1日 至 平成28年12月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成28年6月27日 定時株主総会	普通株式	93,707	15.00	平成28年3月31日	平成28年6月28日	利益剰余金
平成28年11月4日 取締役会	普通株式	93,704	15.00	平成28年9月30日	平成28年12月5日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社の事業セグメントは、食品加工事業のみの単一セグメントであり重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

## (1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第3四半期累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年12月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	23円24銭	98円16銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(千円)	145,164	613,234
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	145,164	613,234
普通株式の期中平均株式数(株)	6,247,242	6,247,019
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	23円18銭	97円75銭
(算定上の基礎)		
普通株式増加数(株)	16,144	26,305
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要		

## 2 【その他】

### (1) 中間配当

第63期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）中間配当について、平成28年11月4日開催の取締役会において、平成28年9月30日の株主名簿に記録された株主に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議し、配当を行っております。

配当金の総額	93,704千円
1株当たりの金額	15円00銭
支払請求権の効力発生日及び支払開始日	平成28年12月5日

### (2) 重要な訴訟事件等

#### 当社元取締役に対する損害賠償請求訴訟

当社は、平成21年11月11日、当社元取締役6名に対し、これらの者による過去の資産運用等について、取締役としての任務懈怠（善管注意義務違反、忠実義務違反）等があったことを理由に、これにより当社が被った損害（57億5,013万7,260円）の一部（11億円（被告2名についてはその内の3億円）およびこれに対する訴状送達日の翌日から年5分の割合による遅延損害金）について、損害賠償請求訴訟を名古屋地方裁判所に提起しました。本件訴訟につきましては、平成23年11月14日、名古屋地方裁判所からの和解勧告に従い、被告6名のうち2名について和解により解決しております。その後、平成23年11月24日、名古屋地方裁判所は、和解勧告に応じなかった被告4名（菊池渡、山村友幸、西郷義美および鈴木昌也）のうち、菊池渡および山村友幸の2名に対しては、当社の請求どおり、3億円および遅延損害金の支払いを命じ、その余の当社の請求は棄却する旨の判決を言い渡しました。当社としましては、当該判決のうち当社の請求が認められなかった部分を不服として、平成23年12月12日、名古屋高等裁判所に控訴を提起していましたが、平成25年1月21日、名古屋高等裁判所からの和解勧告に従い、西郷義美および鈴木昌也の2名について和解により解決しております。一方、菊池渡および山村友幸は、名古屋地方裁判所による一審判決を不服として、平成23年12月9日、名古屋高等裁判所に控訴を提起していましたが、平成25年3月28日、名古屋高等裁判所は、当該控訴をいずれも棄却する旨の判決を言い渡しました。その後、菊池渡および山村友幸は、平成25年4月12日付けで最高裁判所に対する上告受理の申立てを行っていましたが、平成25年10月1日、最高裁判所は、当該申立てを上告審として受理しない旨の決定を言い渡しました。なお、本決定に基づく回収の見通しは不確定であることから、詳細が決まり次第、適時開示いたします。

株式会社MAGねっとホールディングス（当時の商号は、株式会社MAGねっと。以下、「MAGねっと」といいます。）および株式会社ASA（当時の商号は、株式会社KEホールディングス。以下「ASA」といいます。）に対する保証債務履行請求訴訟

当社は、平成21年1月16日、株式会社SFCG（以下、「SFCG」といいます。）が発行したコマーシャル・ペーパー（額面金額15億円。以下、「本CP」といいます。）を引き受けた際、同日付けでMAGねっとおよびASAから本CPに係る償還債務全額について保証を受けておりました。その後、SFCGが平成21年2月23日、東京地方裁判所民事20部に対し民事再生手続開始を申立てたことにより、本CPに係る償還債務全額についてSFCGが期限の利益を喪失した結果、当社は、保証人であるMAGねっとおよびASAに対し、平成21年2月26日、本CPに係る15億円の保証債務履行請求訴訟を東京地方裁判所に提起しました。本件訴訟につきましては、平成22年4月30日、東京地方裁判所民事第45部より、原告（当社）の被告ら（MAGねっとおよびASA）に対する総額15億円および遅延損害金の請求権の存在を認める旨の判決が言い渡されました。その後、被告らが東京高等裁判所に控訴しましたが、平成22年10月28日、東京高等裁判所第4民事部より、被告らが原告（当社）に対して、連帯して15億円および遅延損害金を支払うよう命じる判決が言い渡されております。

なお、株式会社東京証券取引所は、平成28年6月30日、MAGねっとが同日提出した有価証券報告書によって、MAGねっとが平成27年3月期決算に続いて平成28年3月期決算においても債務超過となったことが確認されたため、MAGねっと株式を平成28年8月1日に上場廃止とすることを決定し、整理銘柄に指定しました。その後、MAGねっと株式は、平成28年8月1日付けで上場廃止となりました。

今後とも、判決に基づく回収の見通しは不確定であることから、詳細が決まり次第、適時開示いたします。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。



## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成29年 2月10日

佐藤食品工業株式会社  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 日 置 重 樹 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 松 岡 和 雄 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている佐藤食品工業株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第63期事業年度の第3四半期会計期間（平成28年10月1日から平成28年12月31日まで）及び第3四半期累計期間（平成28年4月1日から平成28年12月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

#### 四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

#### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、佐藤食品工業株式会社の平成28年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。  
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。